

でん粉原料用かんしょ生産者の皆様へ

でん粉原料用かんしょ生産者の収入は、

- ・取引価格（でん粉工場から支払われる品代）による収入
- ・経営安定対策（農畜産業振興機構から支払われるでん粉原料用いも交付金）による収入の合計となります。（5ページ参照）



交付金を受けるには、一定の要件を満たし、制度に加入するための「要件審査申請」の手続が必要です。（3ページ参照）

交付金の対象者要件は次のとおりです。

B-1

認定農業者、認定新規就農者、特定農業法人、特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織

B-2

収穫面積(*1)の合計が0.5ha以上である生産者（法人を含む。）
収穫面積(*1)の合計が3.5ha以上である協業組織(*2)

B-3

いずれかの基幹作業(*3)面積が3.5ha以上である共同利用組織(*2)の構成員 及び組合員(*4)

B-4

B-1 (*5)・B-2の生産者又はいずれかの基幹作業面積が3.5ha以上である 受託組織・サービス事業体に基幹作業(*3)を委託している者(*4)

(*1) 収穫面積とは、「作付面積（収穫部分に限る。）」と「収穫作業の受託面積」の合計から「収穫作業の委託面積」を引いた面積となります。

※収穫面積には、でん粉原料用以外のかんしょの面積を含めることができます。

(*2) かんしょの基幹作業に係る管理者（オペレーター）を定める組織に限ります。（受託組織・サービス事業体については、法人でない団体のみ必要になります。）

(*3) 基幹作業とは、「育苗」「耕起・整地」「畝立て・マルチ」「植付け」「防除」「収穫」のいずれか1作業です。

(*4) 共同利用又は委託に供した実面積（共同利用面積又は委託面積が最も大きい基幹作業に係るもの）が生産者の収穫面積の1/2であることが条件です。（2ページ参照）

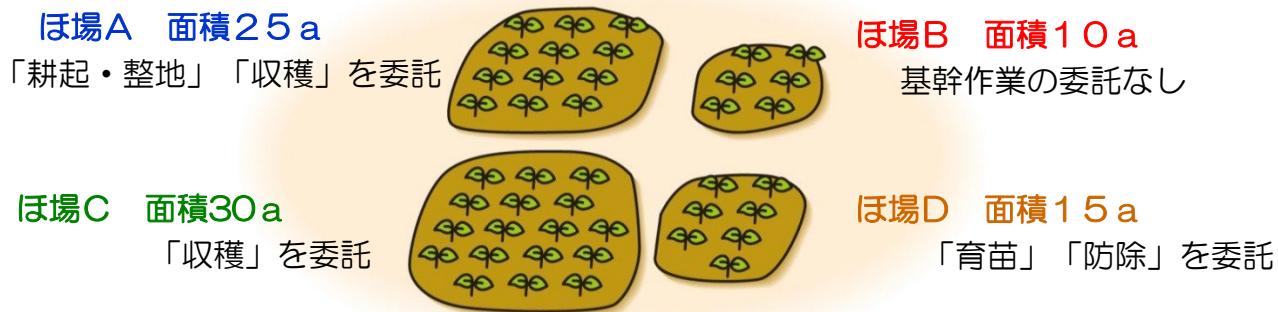
(*5) でん粉原料用かんしょを作付していない認定農業者等に委託しても対象になります。

上記に加え、次の項目も要件となります。

- でん粉工場との「でん粉原料用かんしょ売渡契約」に基づき生産していること
- 環境規範を遵守すること

B-3・4 基幹作業の共同利用面積及び委託面積要件の考え方

【ある生産者のほ場のケース】



*****これらを申請書に記入すると、このようになります。*****

地名・地番	用途	作付面積	基幹作業の共同利用又は委託を行った実面積					
			育苗	耕起・整地	畝立て・マルチ	植付け	防除	収穫
ほ場A	でん粉	25a		15a				25a
ほ場B	でん粉	10a						
ほ場C	でん粉	30a						30a
ほ場D	でん粉	15a	5a				10a	
合計			80a	5a	15a		10a	55a

分子

$$\frac{\text{共同利用又は委託を行った} \\ \text{いずれかの基幹作業の面積}}{\text{作付面積の合計}}$$

6つの基幹作業の合計のうち、最も実面積
が大きい基幹作業の割合を確認

$$\frac{55a}{80a} = 69\% > 1/2$$

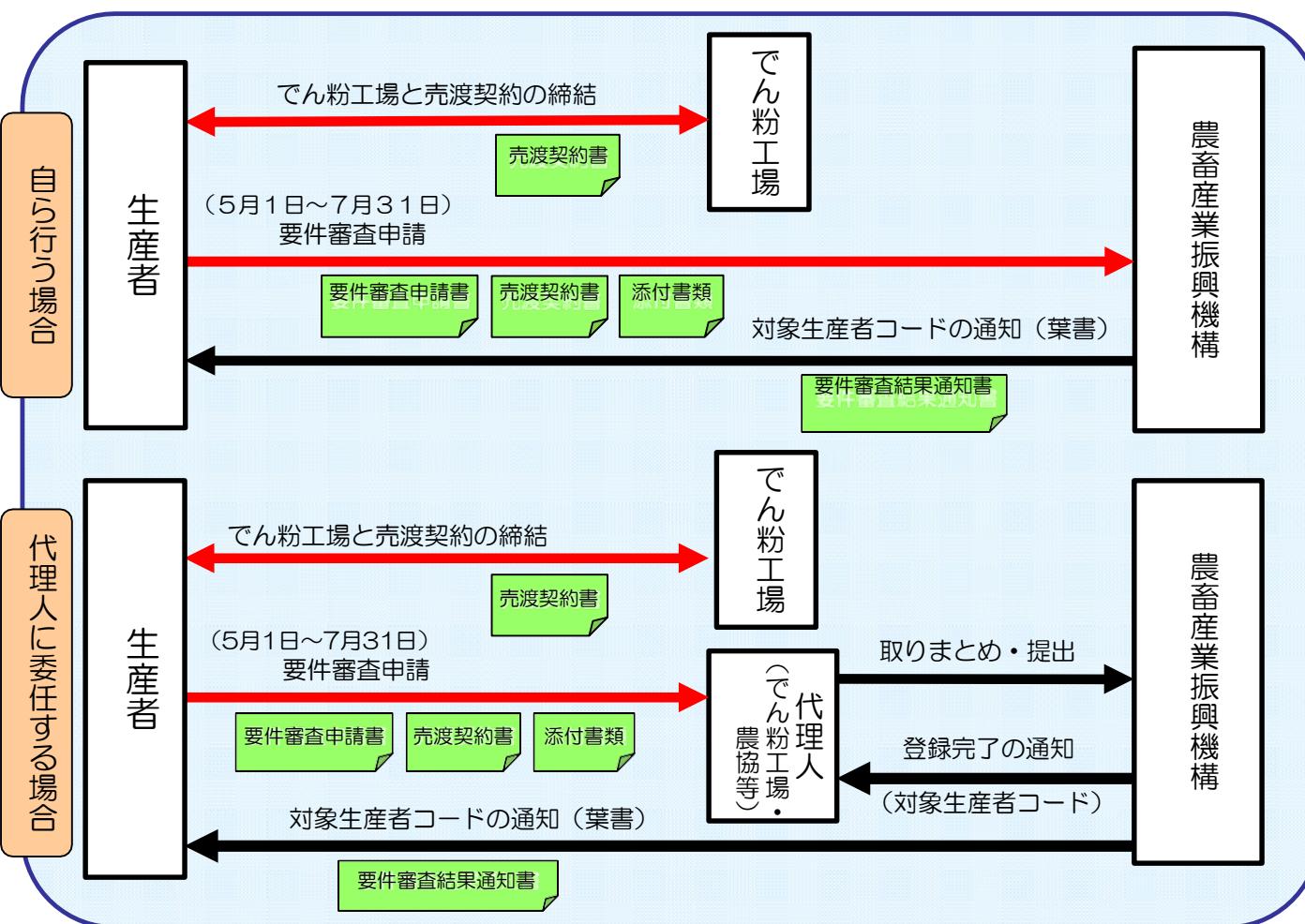
上記の計算方法により、共同利用面積の割合
または委託面積の割合が収穫面積の1/2以上
であれば要件を満たすことができます。



交付金の交付を受けるためには2種類の手続が必要です。

要件審査申請手続

- 毎年、5月1日から7月31日の間に、農畜産業振興機構に対して要件審査申請を行います。この申請手続により、かんしょの売渡し後に行う交付金交付申請に必要となる「対象生産者コード」を取得します。
- 過年度に、すでに「対象生産者コード」をお持ちの方であっても、毎年度、手續が必要です。（同じコードを引き継ぐことになります。）
- 複数のでん粉工場にかんしょを搬入している場合、すべてのでん粉工場と売渡契約を締結する必要があります。なお、対象要件審査申請を委任する場合は、そのうちのいずれか1者に委任して申請してください。
- 生産者からの委任により、でん粉工場や農協等が代理人となって要件審査申請のとりまとめを行うことができます。

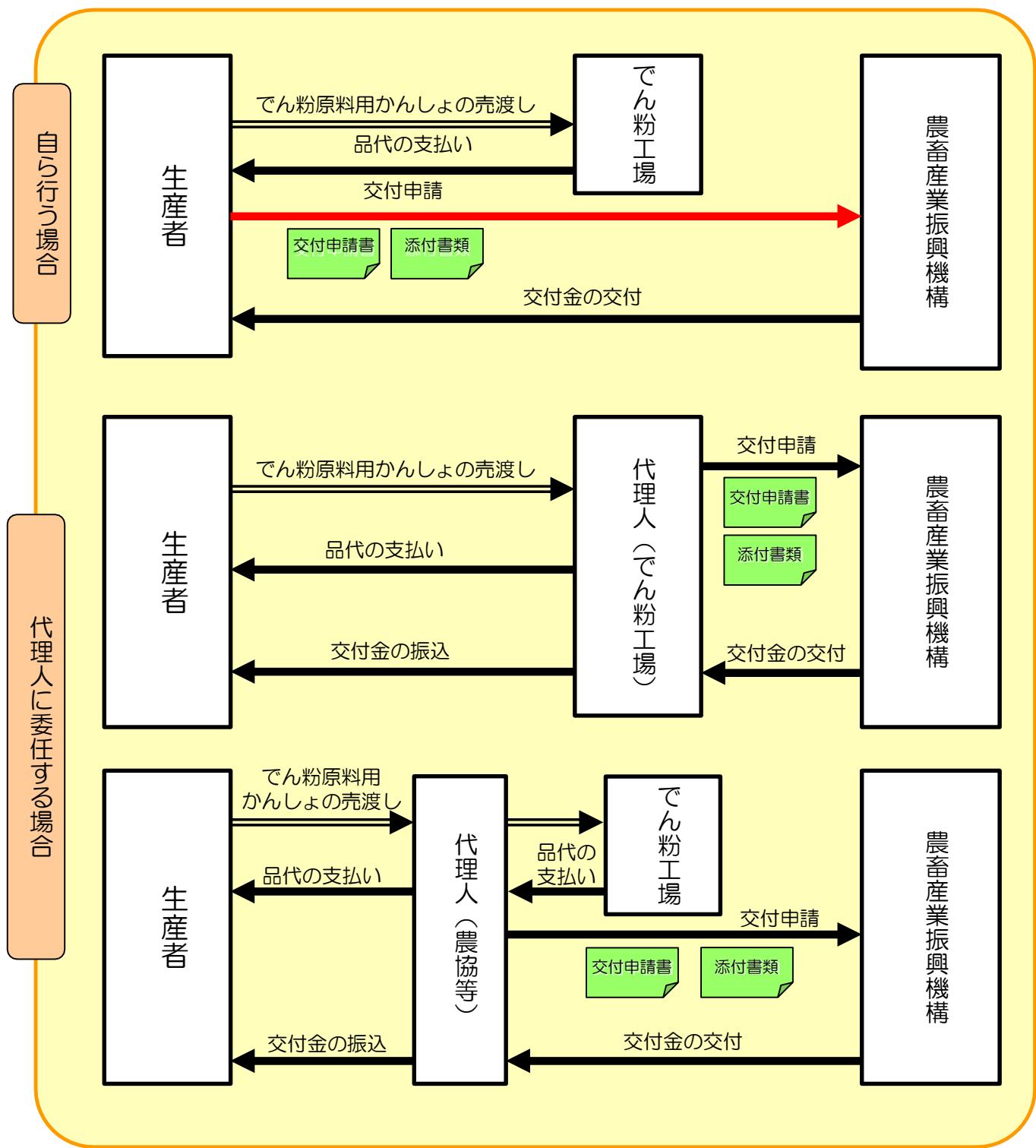


対象要件審査申請の前にやっておくこと

- でん粉工場と売渡契約の締結（契約書の保管）
- 基幹作業を共同利用により行う場合 ⇒ 防除を行う組織は防除計画の作成
- 基幹作業を受委託する場合 ⇒ 作業受委託申込又は作業受委託契約の締結（申込書、契約書の保管）

交付金交付申請手続

- かんしょの売渡し後3ヶ月以内に交付金の交付申請を行います。
- 収穫期間中に交付金の交付を受ける場合は、一定期間ごとの売渡し実績に基づき交付申請を行い、概算払請求を行います。機構は交付金額のうち、9割相当額の概算払いを行います。
- 地域におけるでん粉原料用かんしょの売渡し終了後、精算払請求を行い、機構は交付金の対象要件を満たしていることを確認し、残り1割相当額の精算払いを行います。
- 生産者からの委任により、でん粉工場や農協等が代理人となって、交付申請や交付金の受領などを行うことができます。



でん粉原料用かんしょにおける収入イメージ

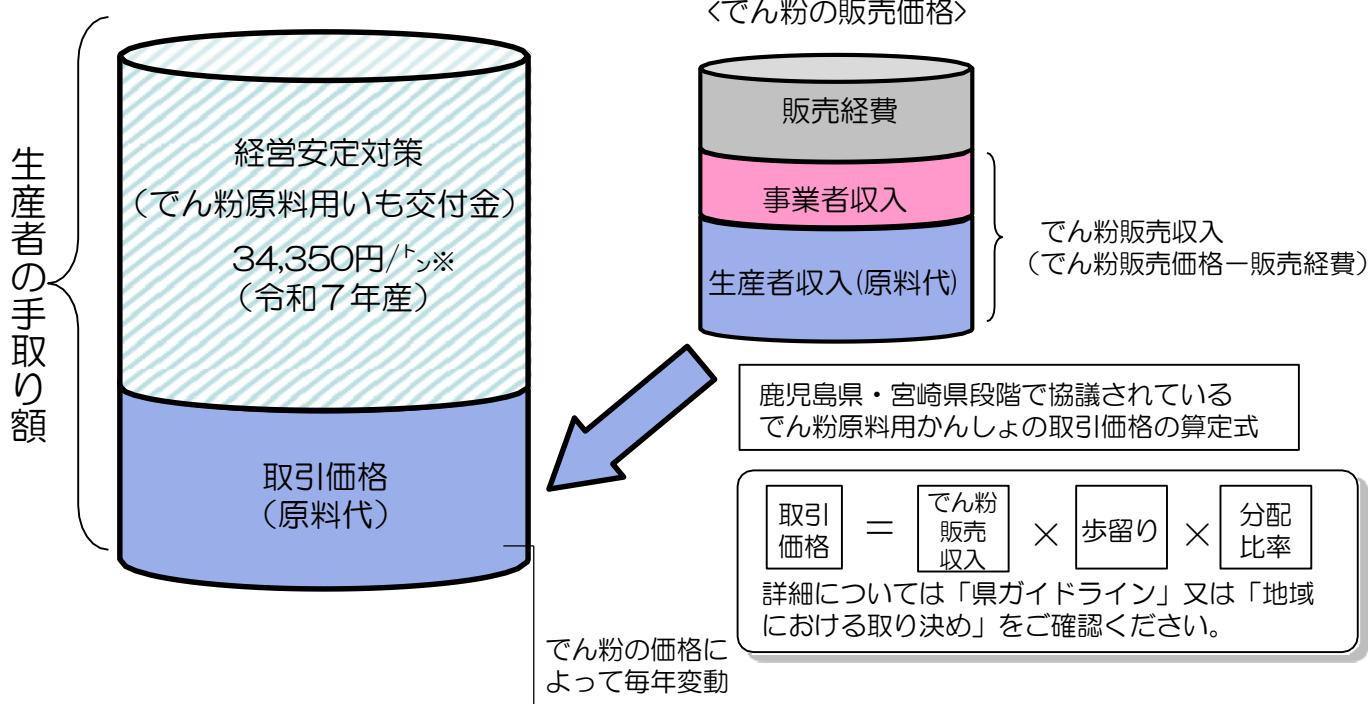
● でん粉原料用いも交付金の単価

交付金単価は、でん粉含有量に応じて品種ごとに設定されています。

	グループⅠ	グループⅡ
交付金単価（令和7年産）	34,350円/トン※	30,750円/トン※
産地・品種	<p>【宮崎県・鹿児島県】 アリアケイモ コガネセンガン こないしん コナホマレ こなみずき こなみらい サツマアカ サツマスターち シロサツマ シロユタカ ダイチノユメ ハイスターち みちしづく ミナミユタカ</p>	<p>【宮崎県・鹿児島県】 その他の品種</p>

● 収入イメージ

グループⅠの産地・品種の場合



お問い合わせ先

独立行政法人農畜産業振興機構

特産運営部 特産原料課 TEL 03-3583-8960

鹿児島事務所

TEL 099-226-4741

※交付金単価は消費税の免税事業者に対する金額。消費税の課税事業者にあっては、
グループⅠが33,310円/トン、グループⅡが29,820円/トン